

寝屋川市不育症治療費等助成事業



申請の手引き



～ 不育症検査及び治療に要した保険適用対象外の医療費を助成します ～

☆ 不育症とは？

一般的に、妊娠はするものの、2回以上流産や死産を繰り返す場合を「不育症」と呼びます。

☆ 寝屋川市不育症治療費等助成事業とは？

不育症の検査及び治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療機関で要した保険適用対象外の医療費を助成する制度です

不妊・不育にまつわる電話相談

おおさか性と健康の相談センター [caran-coron](http://caran-coron.jp)

《ドーンセンター（府立男女共同参画・青少年センター）》

「不妊・不育について知りたい」「治療について聞きたい」

「子どものいない生活や、家族とのあつれきなど相談したい」・・・

あなたの人生をトータルにとらえて、専門の相談員（助産師・産婦人科医師）が相談をお受けしています。また、男性からの相談もお受けしています。

お気軽にご相談ください。

【電話相談専門ダイヤル】 06-6910-8655

第1・第3水曜日 10:00～19:00

第2・第4水曜日 10:00～16:00

第1～第4金曜日 10:00～16:00

第4土曜日 13:00～16:00

【対象者】

次の要件を満たす方が助成の対象です。

- ① 治療及び検査（以下、「治療等」といいます。）の実施日から申請日まで
の間、夫婦（法律婚または事実婚）であること。ただし、事実婚の場合
については、重婚でないこと。
- ② 申請日において、夫婦ともに寝屋川市に住民登録があること。
- ③ 既往流死産回数が2回以上であること。
- ④ 助成対象となる治療等について、他の自治体で助成を受けていないこと。
- ⑤ 治療等が終了し、医療費等の支払いが完了していること。

【助成内容】

- ・検査（1回の検査費用の7割相当額（千円未満切捨て）※上限6万円）

先進医療として告示されている不育症検査のみが対象。

ただし、国が先進医療の実施機関として承認している医療機関で受けたもの
に限ります。対象となる医療機関は、厚生労働省のHPをご参照ください。

- ・治療（1年度につき上限30万円）

保険適用外の不育症治療が対象。

1年度につき30万円を限度として助成するものとし、1回の治療に対する助
成額が上限に満たない場合は、同一年度内において、合計が30万円に達する
まで申請することができます。なお、助成金の申請は、1回の妊娠に対して1
回のみとなります。（1回の治療を複数の医療機関で受けた場合は、上限額の
範囲内において、治療費を合算して申請することができます。）

※「1回の治療」とは、1回の妊娠から、出産、流産または死産等に伴い治療
が終了するまでの期間における治療をいいます。

【申請に必要なもの】

- ① 寝屋川市不育症治療費等助成事業申請書（様式第1号）
- ② 寝屋川市不育症治療費等助成事業受診等証明書（様式第2号）
※検査実施後または治療終了（出産あるいは流産・死産等の判定日）後に、受診した医療機関で作成してもらってください。
- ③ 不育症検査及び治療に要した費用の領収書、診療明細書・調剤明細書
※検査及び治療期間分すべてを提出してください。
- ④ 助成金の振込先口座を確認できるもの（通帳のコピー等）
※振込先は、申請者本人（妻）の名義の口座に限ります。
- ⑤ 夫婦の戸籍抄本または戸籍謄本（※事実婚の場合は、夫婦それぞれのもの）
※過去に寝屋川市から本助成を受けたことがある夫婦の場合は、提出不要です。
ただし、事実婚の方は申請の都度、提出が必要です。
- ⑥ （事実婚の方のみ）事実婚関係に関する申立書

【申請の方法】

上記【申請に必要なもの】を揃えて、市民サービス部 医療助成担当（保健福祉センター2階）まで申請してください。（郵送申請可）

【申請の期限】

治療等が終了した日の属する年度の翌年度の4月末

（期限の最終日が土日、祝日の場合は翌開庁日）

※年度ごとの詳しい日程は、ホームページをご参照ください。

※やむを得ない事情により、どうしても申請期限に間に合わない可能性がある場合は、必ず事前にご相談ください。

【申請に関する注意事項】

申請事項に虚偽・不正等があった場合は、助成金を返還していただくことがあります。

【助成申請のQ & A】

Q1 寝屋川市へ転入する前に行った不育症検査や治療は対象になりますか？

A1 申請日において、寝屋川市に住民登録があることを要件としていますので、転入前に行った治療等も対象となります。

なお、転入日前の他の自治体で助成を受けたものについては、対象となりません。

Q2 検査日（または治療実施日）の時点では寝屋川市に住民登録があったが、助成の申請をする前に市外に転出した場合は対象になりますか？

A2 申請日において、寝屋川市に住民登録があることを要件としていますので、対象となりません。

Q3 夫婦どちらかが市外在住の場合、助成の対象になりますか？

A3 夫婦のどちらも寝屋川市に住民登録がないと対象となりません。単身赴任等で夫婦どちらかの住民登録が寝屋川市にない場合も対象外です。

Q4 事実婚の場合は対象になりますか？

A4 事実婚の場合も対象となります。

なお、申請の際に、夫婦それぞれの戸籍抄本または戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書の提出が必要となります。

Q5 第2子以降の不育症検査や治療は対象になりますか？

A5 第何子目でも対象となります。

Q6 不育症検査にかかった費用は、全て助成の対象になりますか？

A6 先進医療として告示されている不育症検査のみが対象となります。

Q7 治療を受けた医療機関以外の薬局で薬剤などの処方を受けた費用は対象になりますか？

A7 寝屋川市不育症治療費等助成事業受診等証明書の「院外処方の有無」が「あり」になっている場合のみ、院外の薬局で処方された保険適用対象外の薬剤費用も対象となります。対象となる場合は、薬局での領収書・調剤明細書も提出してください。

Q8 検査のみまたは治療のみでの申請はできますか？

A8 それぞれ単独での申請も可能です。

Q9 治療途中ですが、30万円を超えたので申請できますか？

A9 治療途中での申請はできません。治療が終了してから申請して下さい。
なお、申請期限は治療終了日の属する年度の翌年度の4月末までです。

Q10 申請金額は証明書に記載されている領収金額を書けばよいですか？

A10 検査については、領収金額（1回の検査費用）の7割に相当する額（千円未満切捨て）が6万円以下の場合、その額が申請金額となり、6万円を上回る場合、申請金額は6万円となります。治療については、領収金額が上限額を下回る場合、領収金額がそのまま申請金額となり、上回る場合、申請金額はその上限額となります。

※ 金額を書き間違えた場合は訂正ができませんので、新しい用紙に初めから書き直してください。

Q11 同じ年度内に2回目の不育症治療を受けた場合、どうなりますか？

A11 1年度の上限30万円から1回目の助成金額を差し引いた額の範囲内で助成をしますので、必要書類を揃えて申請して下さい。

（例）1回目の助成金額が20万円の場合

2回目の助成金額は上限10万円です。（30万円－20万円＝10万円）

Q12 1回の治療を2か所以上の医療機関で受けた場合、申請書や証明書は複数枚必要ですか？

A12 申請書については、1枚のみで結構です。

証明書については、主治医が一連の治療として他の医療機関で支払った費用の領収証等を踏まえた内容で1枚の証明書を作成できる場合は、1枚のみで結構ですが、主治医が1枚の証明書を作成できないとされた場合は、医療機関それぞれで作成した証明書が必要となります。

Q13 3月末に治療終了となり、すぐに医療機関に証明書の作成を依頼したのですが、4月中の作成が難しいと言われました。このような場合、どうすればよいのでしょうか？

A13 治療の終了日が年度末頃である場合など、やむを得ない事情により申請期限にどうしても間に合わない場合は、必ず事前にご相談ください。

<お問い合わせ>

寝屋川市 市民サービス部 医療助成担当

住所：〒 572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号 寝屋川市立保健福祉センター2階

電話：072-812-2363（直通）